

生徒心得

新潟県立佐渡高等学校
両津キャンパス

この心得は、本校生徒として志向すべき基本的な事柄について述べたものである。各自はこの心得の趣旨を積極的に受け止め、常に佐渡高等学校両津キャンパスに学ぶ者としての自覚と責任を持ち、本校における生活を充実した有意義なものにするよう努めなければならない。

I 内面の充実を目指そう

高校時代は人間形成における最も重要な時期であるとともに、生涯におけるかけがえのない時期である。したがって、自分自身に対する厳しさを求めながら、豊かな人間を目指すべきである。

- 1 高校時代は、各自が無限の可能性を内蔵している時期である。日常の学習活動や教科外活動等に積極的かつ意欲的に取り組み、自らの可能性の追及に努めよう。
- 2 高校時代は、自我の目覚めから確立へと向かう時期である。「わがまま」や、「独善」に陥ることなく、着実な自我の確立を目指そう。
- 3 高校時代は豊かな感受性と新鮮な感覚が培われる時期である。常に良いものを目指してそれに情熱を傾けよう。

II 基本的な生活習慣を確立しよう

一見平凡で些細なことと思われるものが、いつの間にか自分の土台を作り上げてしまうものである。日常生活や諸活動の実践を通して、確固たる基盤を作りあげることが大切である。

1 礼儀について

礼儀は、人間関係を支える基本的なものの一つである。礼儀を大切にし、自分の周囲の人々に対して、進んで挨拶をする気持ちと習慣を持とう。

2 服装（頭髪を含む）について

飾らない堅実な服装は青春を表示しうるものである。華美、装飾的なものを避け、流行を追うことなく、常に質素清潔を心掛けよう。特に学校生活にあっては、服装の乱れが本人の生活全般の緩みに結びつきやすいばかりでなく、学校全体の雰囲気に影響を及ぼすものであることを忘れてはならない。服装に関する規程は別に定める。(服装規程参照)

3 持ち物について

貴重品及び高額な現金は原則持参しないこと。やむを得ず持参した場合は担任に預ける等、保管には万全を期すること。携帯電話・スマートフォンは、緊急連絡用に持ち込みを認めるが、使用に関しては別に規程を定める。(携帯電話・スマートフォンに関する規程参照)

4 交友関係について

友人関係の在り方については慎重を期するとともに、より良い友人関係を成り立たせるために、お互いとその責任を負うものであることを自覚しなければならない。男女交際は、高校生としての立場と節度を忘れてはならない。

5 情報の氾濫の中で

さまざまな価値観や情報が氾濫する中であって、常に自己の主体性を確かめながら、自らを見失わない心構えと、地道であっても自分のものを積み上げていく努力が必要である。

Ⅲ 学校生活について

学校は、勉強し、心身を鍛え、情操を育むという共通の目的のもとに成り立っている一つの社会集団である。したがって、その目的を達成するために、集団の成員がそれぞれその責任の一端を担うという自覚をもって協力し、それにふさわしい環境を個々が作り上げなければならない。各自が高校進学の意味をもう一度自分自身に問い直してみよう。

1 「決まり」について

集団の「決まり」やルールに対し、いたずらに恣意放縦に陥ることなく、それらを自分のものとして受け止める積極的な姿勢が必要である。

2 出欠席について

理由のない欠席、遅刻、早退、欠課等は怠学に最も繋がりやすいものである。自分の心の弱さに打ち克つ日常の取り組みが大切である。(願、届に関する規程参照)

3 「けじめ」について

学校生活における厳しさと楽しさのけじめを見失うことなく、つねに節度ある生活のリズムを保つよう心掛けるべきである。

Ⅳ 校外生活について

社会生活の態様は極めて多様であり、かつ複雑である。高校生は、単に家庭や地域から保護される立場に安住すべきではなく、地域貢献ができるよう常に努め、自らが社会を構成する一員であるという自覚を忘れてはならない。

1 法律、条例等に抵触する行為をしてはならないことはもちろんであるが、さらに、次の事項は教育的な観点から、これを禁止する。

(1) 風俗営業、パチンコ等の遊技場への出入り。

(2) その他教育上問題があるとして学校が指定するもの。

2 インターネットカフェ、カラオケ店等への出入りは、付随する問題が少なくないので慎重であること。

3 下宿生活については、特に自己の主体的な生活設計の取り組みと、日常生活のリズムを確立する心構えが大切である。下宿の選定に当たっては環境その他の条件に十分留意すること。(願、届に関する規程参照)

Ⅴ 安全について

心身の事故に繋がり易い要因が内的にも外的にも多い。常に自分自身の状態を点検し、悔いを残すことのないよう心掛けなければならない。

1 交通安全、交通道德には細心の注意を払わなければならない。交通に関する規程は別に定める。(交通規程参照)

2 水泳、登山、キャンプ、旅行等については必ず保護者の了解を得ること。実施に当っては慎重に対処するとともに、状況の変化に応じて計画の変更、とりやめ等に果敢であること。

3 軽率な行動が予期しない結果をもたらすことが少なくない。特に交友関係については慎重かつ理性的に行動し、相手を尊重する気持ちを忘れないこと。

4 事故が発生した場合は直ちに学校へ連絡すること。

VI 願・届について

- 1 学校に願い出て許可を受けなければならないこと、及び学校に届出なければならないことは別に定める規程による。(願、届に関する規程参照)
- 2 願、届に関する手続き等は、ホームページに一覧表として掲載する。

VII その他

- 1 選挙運動及び政治活動については、関係する法律を遵守するとともに本校生徒の自覚を持って行うこと。
- 2 図書館利用規程、保健室利用規程、及びその他必要な規程については別に定める。

願・届に関する規程

- 1 次の事項はあらかじめ関係職員を通じて学校に願い出て許可をうけること。許可条件を付記していない事項についてはその都度決定する。

(1)「下宿」

下宿先の条件は次の通りとする。

- ア. 保護者等の監督がゆき届いていること。
- イ. 風俗営業店等に近接していないことが望ましい。
- ウ. その他生活上の問題がないこと。

(2)「アルバイト」

アルバイトは付随する問題が少なくないので、その許可に当たってはその目的及び内容が適切であるか否かを慎重に考慮して決定する。許可条件は概ね次の通りとする。

- ア. 雇用主の監督、指導が十分であること。
- イ. 本人の学業面、生活面に問題がないこと。
- ウ. 風紀、安全面に問題がないこと。
- エ. 宿泊を要せず、就業時間が適正であり、かつ昼間の勤務であること。
- オ. 長期休業以外は原則として認めない。
- カ. 就業期間は各休業期間の1/2以内を目途とする。

(3)「運転免許の受験」(自動車教習所への入所入校を含む)(交通規程参照)

(4)「バイク通学」(交通規程参照)

(5)「自転車通学」(交通規程参照)

(6)その他学則に規定するもの、及び学校が検討の上決定すべき事項

2 出欠席について

- (1) 欠席、欠課、遅刻、早退等の際は必ず学級担任に届け出ること。
- (2) 登校後は終業まで無断で校地外に出ないこと。
- (3) 始業10分前までに登校し、朝学習等に取り組むよう心掛けること。
- (4) 次の場合は公欠として取扱う。

- ア. 上級学校の入学試験または就職試験を受ける場合

イ. 学校代表として派遣される場合

ウ. その他、校長が認めた場合

(5) 忌引を次の通り定める。ただし、葬儀等のために遠隔地に赴く場合は、実際に要した往復日数を加算することができる。

ア. 父母 7日 イ. 兄弟姉妹、祖父母 3日 ウ. 伯叔父母、曾祖父母 1日

エ. 父母の年忌のための法事で欠席した日 1日

交通に関する規程

I 運転免許

1 受験並びに運転について

本校で認められる免許の種別は原動機付自転車のみである。免許受験を希望する生徒は学級担任を通じ事前に願い出ること。

ただし、卒業年次に限り進路(就職)等を考慮し、自動車普通免許の受験を許可することもある。自動車教習所への入所については、卒業年次の冬季休業開始日以降とするが、就職決定者については2学期中間考査以降から認める。自動車教習所への通学は、平日の放課後、または休日、冬季休業日、自宅学習日の終日とする。なお、在学中は運転を慎む。

2 運転免許取得者は、交通法規を守るとともに、原動機付自転車の貸借はしてはならない。

3 免許取得者は、免許証が交付され次第速やかに届け出ること。

II バイク通学について

1 規程

(1) 原動機付自転車での通学を希望する場合は、事前に所定用紙にて学級担任を通じて願い出ること。

(2) 許可の条件

ア. 通学距離が5km以遠20km以内であること。ただし、特別な事情(部活動・居住地・保護者の仕事等)がある場合はその都度審議する。

イ. 使用車両は原動機付自転車で、それ以外は認めない。また、当然であるが自賠償保険に加入したものであること。

ウ. 法律に違反する改造を施された車両、及び生徒指導部が整備不良と判断した車両での通学は認めない。

エ. 通学を許可された者は、車体の見易い位置に通学許可のステッカーを標示しなければならない。

オ. 交通法規および下記留意事項等、佐渡高校の規程を厳守すること。

カ. ヘルメットは、フルフェイス型かジェット型であること。半キャップ型は許可しない。

キ. バイクを利用しての旅行は、原則禁止する。登校以外で使用する場合は、保護者の管理責任の下、安全に十分注意して運転すること。

ク. 免許取得は、学校の休業日に行う。1年次生は、1学期終了後とする。ただし、特別な事情

がある場合はそのつど審議する。1年次生の通学は、原則2学期から認める。

ケ. 試験を受験した者は、可否に関わらず、速やかに受験結果報告書を担任に提出すること。合格した者については、報告書と共に免許証を担任に提示すること。

コ. バイクで通学する場合は、通学許可願と共に、登校経路図を担任に提出し、届け出た通学コースで登下校すること。最寄りのバス停まで使用する場合も同様である。また、部活動の練習場所などに行くことも考えられるので、部活顧問の許可も受けること。その際の移動距離は、原則20km以内であること。

(3) 許可後、規程違反が見つかった場合、警告・指導を受ける。その後改善が見られなかった場合は通学許可を取り消す。

2 留意事項

(1) 他人へのバイクの貸与はしない。(たとえ免許所有者であっても)

(2) 学校として、任意保険への加入を推奨する。

(3) 学校主催のバイク講習会に、必ず年1回参加しなければならない。

(4) バイクは校地内のバイク小屋にのみ駐輪することができる。

(5) ステッカーは通学許可時に生徒指導部より1枚100円で購入する。

(6) 冬期バイク通学禁止期間は、その年の初雪以降、生徒指導部で判断し通学許可者に通知する。

通知以降、原則として2学期末日までをバイク通学禁止期間とする。

(7) 雨具を常備すること。雨天時はなるべく乗らないこと。

(8) 交通事故を起こした場合、次の処置をすること。

①直ちに負傷者を救護する。

②警察署、交番等に直ちに届けて指示を受ける。

③学校へ事故の内容を報告する。

(9) 交通違反をしたときは、直ちに学校に報告すること。

(10) 天候不良、病気、及び疲労の甚だしいときは、運転を禁止する。

III 自転車通学について

1 規程

(1) 自転車での通学を希望する場合は、事前に所定用紙にて学級担任を通じて願い出ること。

(2) 許可の条件

ア. 通学距離が2km以遠10km以内であること。ただし、特別な事情(部活動・居住地・保護者の仕事等)がある場合はその都度審議する。

イ. 使用車両は防犯登録されたものであること。

ウ. 法律に違反する改造を施された車両、及び生徒指導部が整備不良と判断した車両での通学は認めない。

エ. 通学を許可された者は、車体の見易い位置に通学許可のステッカーを標示しなければならない。

オ. 交通法規および下記留意事項等、佐渡高校両津キャンパスの規程を厳守すること。

カ. 自転車で通学する場合は、自転車通学許可願と共に、任意保険加入者証のコピー・通学経路図を担任に提出し、届け出た通学コースで登下校すること。最寄りのバス停まで使用する場合も同様である。また、部活動の練習場所などに行くことも考えられるので、部活顧問の許可も受けること。その際の移動距離は、原則10km以内であること。

キ、年一回、必ず生徒指導部立ち会いの下、車両の点検を受けること。

- (3) 許可後、規程違反が見つかった場合、警告・指導を受ける。その後改善が見られなかった場合は通学許可を取り消す。

2 留意事項

- (1) 他人への自転車の貸与はしない。
- (2) 任意保険に必ず加入しなければならない。例 TS マーク
- (3) 学校での自転車点検や学校主催の自転車講習会を受けなければならない。
- (4) 自転車は校地内の自転車小屋にのみ駐輪することができる。
- (5) ステッカーは通学許可時に生徒指導部より 1 枚 100 円で購入する。
- (6) 冬期自転車通学禁止期間は、その年の初雪以降、生徒指導部で判断し通学許可者に通知する。
通知以降原則として 2 学期末日までを自転車通学禁止期間とする。
- (7) 雨具を常備すること。雨天時はなるべく乗らないこと。
- (8) 交通事故を起こした場合、次の処置をすること。
 - ①直ちに負傷者を救護する。
 - ②警察署、交番等に直ちに届けて指示を受ける。
 - ③学校へ事故の内容を報告する。
- (9) 交通違反をしたときは、直ちに学校に報告すること。
- (10) 天候不良、病気、及び疲労の甚だしいときは、運転を禁止する。
- (11) 自転車に乗る時は、ヘルメットを着用するよう努めること。

服 装 規 程

飾らない堅実な服装は青春を表示しうるものである。華美、装飾的なものを避け、流行を追うことなく、常に質素清潔を心掛けよう。特に学校生活にあっては、服装の乱れが本人の生活全般の緩みに結びつきやすいためだけでなく、学校全体の雰囲気に影響を及ぼすものであることを忘れてはならない。

1 制服

普通型学生服を着用する場合は、本校指定のボタンを使用し校章(バッジ)を左襟につけること。制服の下には、本校指定のワイシャツを着用すること。ブレザーを着用する場合は、スカートまたはスラックス・ワイシャツ・リボンまたはネクタイ)を着用し、校章(バッジ)を左襟につけること。*スカート丈は、膝頭中心を基準とする。上着を着る際は、第一ボタンをして、必ずリボンまたはネクタイを着用すること。

2 夏季服装

上衣は着用しない。本校指定(長袖または半袖)のワイシャツを着用すること。第一ボタン、リボンまたはネクタイを外してもよい。ワイシャツの下は、華美なインナーシャツを着ない。

3 外衣

華美なものは着用しない。

4 頭髪

清潔を心がけ、髪飾り、変色及びパーマ等は禁止する。長い髪は結ぶことが望ましい。

5 その他

- (1) 上履きは学校指定の運動靴を履くこと。
- (2) 夏季・冬季の服装移行期間は設けない。天候や各自の体調に合わせて着用する。
- (3) ピアス・イヤリング・ネックレス・カラーコンタクト等の装身具は身に付けない。
- (4) カーディガンは学校指定のものとする。ワイシャツの上にカーディガンのみの着用は認めない。
- (5) 化粧（色付きリップクリーム・ファンデーション付き日焼け止めを含む）等は禁止する。

備 考

病気・けが等によりやむを得ず異装する場合には、学級担任に申し出て許可を受けること。

携帯電話・スマートフォン等に関する規程

- 1 登下校時の緊急対応や保護者への送迎連絡による利便性を図るため、学校への携帯電話・スマートフォン等の持ち込みを認める。
- 2 携帯電話・スマートフォン等は登校時から放課後まで、特別な許可が無ければ使用できない。緊急の連絡等で必要となった場合、担任あるいは他の教員に使用を認めてもらい、その監督下で使用する。
- 3 登校したら、携帯電話・スマートフォン等の電源を切り、カバンにしまう。
- 4 放課後使用する場合は、校舎外で使用する。

部活動規程

1 活動日及び時間

(1) 活動日

平日の活動は、週3日を上限とする。休日は、土日のどちらかのみ活動可とする。ただし、大会前はこの限りではない。

(2) 活動可能時間

通年6限終了後～18:00 18:10 下校完了

生徒が生徒玄関を出た、または指定の部屋に入室した状態を下校完了とする。

〈休 日〉

土日・祝日の活動時間は原則として9:00～16:00の内の3時間程度とする。

（練習試合や大会等は除く）

(3) 長期休業中

土日を含め、週4日を上限として活動可とする。

(4) 「大会前の部活動延長」及び「考査前学習強調週間の部活動実施」について上位大会につながる大会前に限り、校長が認めた場合活動が可能になる。

*詳細については別に定める

(5) その他

設置部活動以外の部の大会参加についてはその都度検討する。

2 入部・退部について

(1) 入部

原則、毎年年度初めに入部届を担任と顧問に提出する。1年次生は4月中旬に部活動紹介と仮入部を通して所属を決定し、入部届提出後から活動を開始する。また、別の部活動にも入部する場合は兼部届を提出する。

(2) 退部

顧問、担任、保護者の理解を得た上で、「退部届」を記入して担任と顧問へ提出する。

3 練習着について

体操着、または部活で認められたものとする。

図書館利用規程

生徒・職員は、教科及び「総合的な学習・探究の時間」の調べ学習、自主的学習及び読書等、積極的に図書館を活用するよう努める。

- 1 学校の休日及び特別な日を除き原則として毎日開館し、開館時間は別に定める。
- 2 図書館の利用に関しては、職員及び係生徒の指示に従う。
- 3 館内では飲食しない。
- 4 館内では、読書の妨げになる行為や他の者の迷惑になる行為をしない。
- 5 図書は館内で閲覧し、終わったら元の場所に戻す。
- 6 館外への貸出は、「貸出のきまり」による。

貸出のきまり

- 1 貸出の時間は、原則として昼休み及び放課後とする。
- 2 貸出期間は2週間とし、最大3冊まで借りることができる。
- 3 借りるときは、借りたい図書をカウンターに持参し、所定の手続きを行う。
- 4 返却するときには、返却ポストを利用するか、図書を職員及び係生徒に渡す。
- 5 貸出した図書は必ず返却期限までに返却する。ただし、返却期限後も引き続き貸出を希望する場合は、その図書を持参し、貸出延長の手続きを行う。
- 6 図書の予約は、職員に依頼する。
- 7 図書の又貸し（マタカシ：借りた図書を返却せず他人に渡すこと）を禁ずる。
- 8 図書を紛失又は破損した場合は、速やかに職員に申し出て、指示に従う。
- 9 長期休業中の貸出については、別に定める。

保健室利用規程

保健室は全校の生徒が利用する場所である。一人ひとりがきまりを守って、誰もが気持ちよく利用できるようにしよう。

利用のきまり

- 1 保健室を利用する場合は、学級担任または教科担当に連絡をすること。
- 2 保健室で休養できる時間は原則1時間とする。
休養後、授業へ戻ることが可能ならば授業へ戻り、授業へ戻れない場合は、早退とする。
- 3 保健室は学校で（登下校中も含む）けがをした時の手当は行いうが、原則、継続した治療は行わない。
- 4 保健室にあるものを使用したいときは養護教諭に伝えてから使用すること。
- 5 相談のある人はできる限り、昼休みか放課後に利用する。
- 6 放課後、バスや家の人を迎えを待つために保健室を利用しない。
- 7 保健室に養護教諭が不在の場合は、職員室の先生に申し出てから利用する。
- 8 用事のない場合は出入りしない。